苫小牧市第2学校給食共同調理場改築事業

公募型プロポーザル参加事業者

(設計・施工一括発注方式)

募集要領

2019年8月 苫小牧市

1. 目的

本設計・施工一括発注方式プロポーザルは、苫小牧市第2学校給食共同調理場の改築 事業を効率的かつ迅速に進める観点から選択したものであり、機能的な調理場施設の根 幹である厨房設備を最初に決定することにより、施設全体の構造や各部屋の配置等を効 率的に設計できるとの考えに基づき、厨房機器の選定・設計と建物の設計を一体で行い、 提案を受けたプランの中から最も優れた設計案を採用するものである。

併せて、可能な限り早期の供用開始を図るため、工期や工法等の提案を募り、優れた 提案をした者を優先交渉権者として、設計案と施工案を一体で選定することにより、事 業期間の短縮を図ることを目的としている。

また、本プロポーザルは、技術提案段階において、図面など具体的な提案を求めるものである。

なお、本プロポーザルは、令和元年9月の苫小牧市議会定例会における補正予算の成立、及び施工契約の締結に関する令和2年6月又は9月の同市議会定例会における議決を前提としている。

2. 事業概要

(1) 事業名 苫小牧市第2学校給食共同調理場改築事業

(2) 事業内容

- ア. 苫小牧市第2学校給食共同調理場改築に係る厨房設備選定及び実施設計業務(以下「設計業務」という。)
- イ. 苫小牧市第2学校給食共同調理場改築に係る建築主体工事、電気設備工事、機械 設備工事(厨房設備工事、給排水衛生設備工事、空調換気設備工事、昇降機設備工 事)及び外構工事(以下「施工業務」という。)
- ウ. 苫小牧市第2学校給食共同調理場建設に係る工事監理業務
- 工. 上記設計業務、施工業務、工事監理業務を総括して「本業務」という。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和3年11月末日までとする。

(4) 敷地条件

ア. 建設予定地 苫小牧市美原町3丁目9-1の一部

イ. 敷地面積 7,473.75 m²

ウ. 用途地域 第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域(建築基準法 第48条第2項ただし書きに定める許可が必要)

エ. 建ペい率 40%(1 低専)・50%(2 低専)オ. 容積率 60%(1 低専)・100%(2 低専)

力. 壁面後退距離 1.0m

キ. 高さ制限 10m

(5)建物規模

ア. 調理場本体 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

地上2階建、延床面積 2,400 m²程度

イ. 災害対応 苫小牧市津波避難計画による津波一時避難施設として機能するこ

لح

ウ. 緑化面積率 15% (緑化面積率=緑化面積/敷地面積:緑化面積とは、樹木が

育成する区域、管理された芝生地や地被植物に覆われた区域、屋

上等緑化区域など)

(6) 厨房設備

ア. 提供食数 通常食 4,500 食程度/日

アレルギー対応食 100 食程度/日

イ. 床・設備 ドライシステム

(7) 提案限度額

本業務における提案限度額は 2,134,000 千円 (消費税及び地方消費税の額を含む) とする。

(8) 要求水準

資料「苫小牧市第2学校給食共同調理場改築事業公募型プロポーザル(設計・施工 一括発注方式)要求水準書」による。

3. 審査方法

(1) 審查方法

苫小牧市第2学校給食共同調理場改築事業事業者選定委員会(以下「選定委員会」 という。)における審査により候補者を選定する。

(2) 一次審査(客観的評価)

参加表明者の中から、参加資格要件を満たした者を、技術提案者として選定する。

(3) 二次審査(提案評価)

一次審査(客観的評価)で選定された者から提出された技術提案書及び技術提案資料等を基にプレゼンテーション、ヒアリングを実施し、優先交渉権者及び次点候補者を選定する。ただし、提案者多数の場合、提案書における予備審査を行い、プレゼンテーション及びヒアリング対象者を上位3者程度に絞り込む場合がある。

4. 選定委員会

委員会の委員は、別に定める「苫小牧市第2学校給食共同調理場改築事業事業者選 定委員会設置要領」によるものとする。

5. 事務局

苫小牧市教育委員会 教育部第2学校給食共同調理場

〒059-1272 苫小牧市のぞみ町2丁目7番3号 担当 千木良、増田

TEL: 0144-67-1815 FAX: 0144-67-1816

E-mail: kyushoku-2@city.tomakomai.hokkaido.jp

6. スケジュール

内 容	日 時
本業務の公告日	令和元年8月1日(木)
募集要領等の公表	令和元年8月1日(木)から
参考資料の公表	7和几千0月1日(水)が5
参加表明書等に関する質問書の受付	令和元年8月2日(金)から
	令和元年8月8日(木)まで
本プロポーザル実施に関する説明会の開催	令和元年8月6日(火)
質問書に対する回答の公表	令和元年8月21日(水)
参加表明書等の受付	令和元年8月22日(木)から
参加农切首寺の文刊 	令和元年8月28日(水)まで
技術提案要請者への通知	令和元年9月3日(火)
技術提案書等に関する質問書の受付	令和元年9月6日(金)から
12例12年末音寺に関りる貝向音の支門	令和元年9月13日(金)まで
質問書に対する回答の公表	令和元年9月25日(水)
辞退届提出締め切り	令和元年9月30日(月)
技術提案書の受付	令和元年11月11日(月)から
1次附近来省の文刊	令和元年11月14日(木)まで
プレゼンテーション・ヒアリングの実施	令和元年12月中旬予定
選定結果の発表	令和元年12月下旬予定
見積書(設計・施工)の提出及び本契約(設計業務)	令和2年2月上旬予定
仮契約(施工業務)	令和2年6月中旬予定
本契約(施工業務)	令和2年6月下旬予定

※施工業務の契約締結時期は、技術提案により変更もあり得る。

7. 募集要領等の公表

(1) 公表開始

令和元年8月1日(木)

(2) 公表場所

募集要領等は、苫小牧市の公式ホームページから入手すること。

(3) 公表資料

- ・ 苫小牧市第2学校給食共同調理場改築事業に関する公募型プロポーザル実施要領
- ・ 苫小牧市第2学校給食共同調理場改築事業公募型プロポーザル参加事業者(設計・施工一括発注方式)募集要領
- ・ 苫小牧市第2学校給食共同調理場改築事業公募型プロポーザル参加事業者(設計・ 施工一括発注方式)募集様式及び質問書
- ・苫小牧市第2学校給食共同調理場改築事業公募型プロポーザル(設計・施工一括発 注方式)評価基準書
- ・苫小牧市第2学校給食共同調理場改築事業公募型プロポーザル(設計・施工一括発 注方式)要求水準書
- 苫小牧市第2学校給食共同調理場改築事業基本設計書
- ・苫小牧市第2学校給食共同調理場改築事業プロポーザル実施要領(設計・施工一括 発注方式)
- ・暴力団排除に関する誓約書

8. 参加資格及び条件

(1)参加者の構成

ア. 本業務に参加する者は、次表のいずれかの区分で結成された特定建設工事共同企業体(以下「JV」という。)とする。

区分	構成員の数			
	施工業者	厨房事業者	設計事務所	計
1)	1者又は2者	1者		2者又は3者
2	1者又は2者	1 者	1者	3者又は4者

- イ. J V の結成は自主結成とし、代表者は構成員のうち下記エ(ii)により出資比率 が最大となる施工業者とする。
- ウ. JVは、(2)及び(3)~(8)の参加資格をすべて満たしていなければならず、JVの各構成員は、下記(2)及び(3)~(7)のうち担当の参加要件を満たさなければならない。また、下請負等により、JVが電気設備分野及び機械設備分野(給排水、衛生、暖房等)の業務を協力会社に依頼する場合は、当該協力会社

(以下「施工協力会社」という。)は、(8)の要件を満たさなければならない。

- エ. 上記のほか、JVは下記(i) \sim (vi) の要件を満たさなければならない。
 - (i)各構成員は、本プロポーザルに参加する他のJVの構成員でない者であること。
 - (ii) 各構成員の出資比率は、それぞれの業務に係る金額比率を基準とし、各構成員の出資比率の最小限度は、苫小牧市建設工事共同企業体運用規程第9条の定めにかかわらず、次のとおりとする。なお、施工業者が2者の場合、施工業者間の出資比率の最小限度は30%とする。

区分①の場合 厨房事業者 20%

区分②の場合 厨房事業者 17.5%、設計事務所 2.5%

- (iii) 代表者は、統括管理技術者を配置すること。統括管理技術者は、発注者等との協議責任者とし、設計業務管理技術者、工事監理業務管理技術者、現場代理人及び監理技術者を統括し、本事業の推進と相互調整を行うこと。
- (iv) 統括管理技術者は、次の要件を満たしていること。
 - ・参加表明書の提出時点において、同種又は類似施設における現場代理人の実績 を有すること。
 - ・参加表明書の提出時点において、代表者と直接的かつ恒常的な3ヶ月以上の雇用 関係を有すること。
 - ・統括管理技術者は、専任とする。
- (v) J V は、本業務の遂行にあたり、建設業法、建築士法その他関係法令、本市が 定める条例、規則その他各種要綱を遵守しなければならない。
- (vi) J Vは、本業務の遂行にあたり、上記(v)に基づき、本市が定める下請保護 要綱を遵守し、資材の調達、下請負人の選定等に際しては、可能な限り地元業者 を活用するよう配慮するものとする。

(2) 共通する参加資格

参加表明書の提出時点において、次のすべての要件を満たしていること。

- ア. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する者でないこと。
- イ. 苫小牧市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止を受けていないこと。
- ウ. 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続きの申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きの申立てがなされている者でないこと。(更生開始手続き開始の決定後又は再生手続き開始決定後、手続開始決定日以降の日を審査日とする経営事項審査に基づく有資格者名簿の登録者を除く)
- エ. 参加表明書を提出しようとする他の J V の構成員との間に、次の資本関係又は人

的関係がないこと。(次の基準のいずれにも該当しないこと)

- (i) 会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び第4号の規定による親会社と子会社の関係又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
- (ii) 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を現に兼ねている場合。
- (iii) 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法(平成14年12月法律第154号)第67条第1項又は民事再生法(平成11年12月法律第225号)第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合。
- (iv) その他本業務の適正さが阻害されると認められる場合。

(3) 代表者となる施工業者の参加資格

参加表明書の提出時点において、次のすべての要件を満たしていること。

- ア. 建築一式工事について、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)に基づく特定建設業の許可を受けている者であること。
- イ. 令和元・2年度(2019・2020年度) 苫小牧市建設工事等競争入札参加資格登録業者名簿において「建築一式」の工種に登録されている者であり、その格付がA等級であること。
- ウ. 苫小牧市内に「建設業法上の主たる営業所」又は「登記簿上の本店」を有していること。(市内に営業所を開設して3年以上経過していること)
- エ. 過去5年以内に完成及び引渡しを完了した、延床面積3,000 ㎡以上の国若しくは 地方公共団体の共同調理場又は国土交通省告示第15号(平成21年1月7日)別添2による類型2(生産施設)の第2類(化学工場、薬品工場、食品工場、特殊設備 を付帯する工場等)、類型7(幼稚園・小学校・中学校、高等学校等)の建築物の元 請としての施工実績を有すること。

なお、竣工した類型 4(業務施設)の第 1 類(事務所等) 又は第 2 類(銀行、本社ビル、庁舎等)、類型 8(専門的教育・研究施設)の第 1 類(大学、専門学校等)又は第 2 類(大学(実験施設を有するもの)、専門学校(実験施設を有するもの)、研究所等)の建物の元請としての施工実績は類似施設として扱う。

オ. 施工業務に関して次の技術者等を配置すること。

(i) 現場代理人

- ・過去5年以内に完成及び引渡しが完了した延床面積3,000 m²以上の同種又は類似施設の施工に携わった実績があること。
- ・参加表明書の提出時点において、施工業務を担当する参加者と直接的かつ恒常的 な3ヶ月以上の雇用関係を有すること。
- 他の工事現場との兼任は不可。

(ii) 監理技術者

・建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3の規定による一級建築施工管理技士(以下「一級建築施工管理技士」という。)又は一級建築士の資格を

有するものであること。

- ・参加表明書の提出時点において、建設業法に規定される資格・実務経験を有すること。
- ・過去5年以内に完成及び引渡しが完了した延床面積3,000 m²以上の同種又は類似施設の施工に携わった実績があること。
- ・参加表明書の提出時点において、施工業務を担当する参加者と直接的かつ恒常的 な3ヶ月以上の雇用関係を有すること。
- ・監理技術者は現場代理人を兼務することができる。

(iii) 施工担当者

- ・各施工担当者は、参加表明書の提出時点において、下表に定める担当区分に応 じ、同表に定める資格を有すること。
- ・各施工担当者は、施工協力会社を加えることができる。
- ・各施工担当者は、参加表明書の提出時点において、施工業務を担当する参加者又 は協力会社と直接的かつ恒常的な3ヶ月以上の雇用関係を有すること。
- ・各施工担当者は、下表に定める担当区分に応じ、同表に定める資格を有すること。 なお、一級電気工事施工管理技士と一級管工事施工管理技士の両方の資格を有す る者は、電気設備担当と機械設備担当を兼務することができるものとする。

担当	資格名称
電気設備工事	一級電気工事施工管理技士
機械設備工事	一級管工事施工管理技士
土木工事	一級土木施工管理技士

力. 配置を予定している技術者は、適正な施工確保を阻害するおそれがあるため、原 則履行期間中での交代は認めない。ただし、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退 職等真にやむを得ないと認められる事情がある場合は除く。

(4) 構成員となる施工業者の参加資格

参加表明書の提出時点において、次のすべての要件を満たしていること。

- ア. 建築一式工事について、建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく特定建設業の許可を受けている者であること。
- イ. 令和元・2年度(2019・2020年度) 苫小牧市建設工事等競争入札参加資格登録業者名簿において「建築一式」の工種に登録されている者であり、その格付がA等級であること。
- ウ. 北海道内に「建設業法上の主たる営業所」又は「登記簿上の本店」を有している こと。(市内に営業所を開設して3年以上経過していること)

- 工. 施工業務に関して次の主任技術者を配置すること。
 - (i) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3の規定による一級建築施工管理技士(以下「一級建築施工管理技士」という。)又は一級建築士の資格を有するものであること。
 - (ii) 参加表明書の提出時点において、建設業法に規定される資格・実務経験を有すること。

(ⅱ)過去5年以内に完成及び引渡しが完了した延床面積3,000 ㎡以上の同種又は ---類似施設の施工に携わった実績があること。【欠番】

- (iv) 参加表明書の提出時点において、施工業務を担当する参加者と直接的かつ恒常的な3ヶ月以上の雇用関係を有すること。
- オ.配置を予定している技術者は、適正な施工確保を阻害するおそれがあるため、原 則履行期間中での交代は認めない。ただし、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退 職等真にやむを得ないと認められる事情がある場合は除く。

(5) 厨房事業者の参加資格

参加表明書の提出時点において、次のすべての要件を満たしていること。

- ア. 令和元・2年度(2019・2020年度) 苫小牧市物品購入等登録業者名簿において、「金物・雑貨」の種別に登録されていること。
- イ. 過去 10 年以内に、概ね 3,000 食以上の調理能力を有する学校給食施設の厨房設備納入の実績を有すること。(発注形態、機器一括・一部の別は問わない)
- ウ. HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point) に関する相当の知識を有していること。
- ※「HACCP に関する相当の知識を有していること」とは、HACCP 認証取得施設、ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により HACCP と同 等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の設計実績、ドライシステムの学 校給食の設計実施、HACCP に関する書籍の出版等の実績、HACCP に関する講習会の 受講実績又は審査委員資格等を有しているものとする(以下同じ)。

(6) 設計事務所の参加資格

参加表明書の提出時点において、次のすべての要件を満たしていること。

- ア. 建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)第23条第1項の規定に基づく、 一級建築士事務所の登録を受けている者であること。ただし、(1)ア. の区分① の場合は、施工業者又は厨房事業者が登録を受けていること。
- イ. HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point) に関する相当の知識を

有していること。

- ウ. 過去 10 年以内に、概ね 3,000 食以上の調理能力を有する学校給食施設の実施設 計の実績を有すること。
- エ. 設計業務に関して、次の技術者を配置すること。

(i) 設計業務処理責任者

- ・参加表明書の提出時点において、一級建築士の資格を有すること。
- ・過去5年以内に実施設計業務が完了した延床面積3,000 ㎡以上の同種又は類似施設の設計に携わった実績があること。
- ・参加表明書の提出時点において、設計業務を担当する参加者と直接的かつ恒常的 な3ヶ月以上の雇用関係を有すること。
- ・(ii) に定める各主任技術者を兼務してはならない。
- (7) ウ. (i) の工事監理業務管理技術者と兼務できるものとする。

(ii) 設計主任技術者

- ・建築設計及び構造設計の主任技術者を配置すること。
- ・電気設備設計、機械設備設計及びコスト管理の各主任技術者は、配置することが望ましいが、配置が困難な場合はその限りではない。なお、配置した場合は、評価基準における加点対象とする。
- ・各設計主任技術者は、他の技術者を兼務してはならない。
- ・設計業務処理責任者を除く各設計主任技術者については、再委託先の設計事務所 を加えることができる。
- a. 建築設計主任技術者
 - ・参加表明書の提出時点において、一級建築士の資格を有すること。
 - ・参加表明書の提出時点において、設計を担当する参加者又は再委託先の設計事 務所と直接的かつ恒常的な3ヶ月以上の雇用関係を有すること。
 - ・建築工事監理主任技術者と兼務できるものとする。
- b. 構造設計主任技術者
 - ・参加表明書の提出時点において、構造設計一級建築士の資格を有すること。
 - ・参加表明書の提出時点において、設計を担当する参加者又は再委託先の設計事 務所と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - 構造工事監理主任技術者と兼務できるものとする。
- c. 電気設備設計主任技術者
 - ・参加表明書の提出時点において、建築設備士又は一級建築士の資格を有すること。
 - ・設計を担当する参加者又は再委託先の設計事務所と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - ・電気設備設計主任技術者と機械設備設計主任技術者のいずれかが、建築設備士又 は一級建築士の資格を有すること。
 - ・電気設備工事監理主任技術者と兼務できるものとする。

d. 機械設備設計主任技術者

- ・参加表明書の提出時点において、建築設備士又は一級建築士の資格を有すること。
- ・設計を担当する参加者又は再委託先の設計事務所と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ・電気設備設計主任技術者と機械設備設計主任技術者のいずれかが、建築設備士又 は一級建築士の資格を有すること。
- ・機械設備工事監理主任技術者と兼務できるものとする。
- e. コスト管理主任技術者
 - ・参加表明書の提出時点において、建築コスト管理士、建築積算士又はこれと同等 以上の資格を有すること。
 - ・参加表明書の提出時点において、設計業務を担当する参加者又は再委託先の設計 事務所と直接的かつ恒常的な雇用関係を有すること。

担当	配置条件	評価	資格名称
建築設計主任技術者	必須	非加点対象	一級建築士
構造設計主任技術者	必須	非加点対象	構造設計一級建築士
電気設備設計主任技術者	任意	加点対象	建築設備士又は一級建築士
機械設備設計主任技術者	任意	加点対象	建築設備士又は一級建築士
コスト管理主任技術者	任意	加点対象	建築コスト管理士、建築積算士 又は同等以上の資格

- オ. 配置を予定している設計技術者は、適正な施工確保を阻害するおそれがあるため、 原則履行期間中での交代は認めない。ただし、死亡、傷病、出産、育児、介護又は 退職等真にやむを得ないと認められる事情がある場合は除く。
- カ. 業務の全部又は主たる業務の一部を再委託してはならない。
- キ.参加表明書の提出時点において、苫小牧市工事等競争入札参加資格を有していない者は、令和元年9月受付予定の苫小牧市工事等競争入札参加資格補充登録において「建築設計業務」の工種に登録申請を受けること。
- ク. キの場合、令和元年9月受付予定の苫小牧市工事等競争入札参加資格登録に先立ち、苫小牧市契約における暴力団排除措置要綱第8条に基づく「暴力団排除に関する宣誓書」を、参加表明書に添付して提出すること。提出された宣誓書は、令和元年9月受付予定の苫小牧市工事等競争入札参加資格登録申請の添付書類として取り扱う。

(7) 工事監理業務の参加資格

参加表明書の提出時点において、次のすべての要件を満たしていること。

- ア. 建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)第23条第1項の規定に基づく、
 - 一級建築士事務所の登録を受けている者であること。ただし、(1)ア.の区分の

場合は、施工業者又は厨房業者が登録を受けていること。

イ.過去5年以内に、完成及び引き渡しが完了した、延床面積3,000 m²以上の国若しくは地方公共団体の共同調理場又は国土交通省告示第15号(平成21年1月7日)別添2による類型2(生産施設)の第2類(化学工場、薬品工場、食品工場、特殊設備を付帯する工場等)、類型7(幼稚園・小学校・中学校、高等学校等)の建築物の元請としての工事監理業務の実績を有すること。

なお、竣工した類型 4(業務施設)の第 1 類(事務所等) 又は第 2 類(銀行、本社ビル、庁舎等)、類型 8(専門的教育・研究施設)の第 1 類(大学、専門学校等)又は第 2 類(大学(実験施設を有するもの)、専門学校(実験施設を有するもの)、研究所等)の建物の元請としての工事監理業務実績は類似施設として扱う。

ウ. 工事監理業務に関して、次の技術者を配置すること。

(i) 工事監理業務管理技術者

- ・参加表明書の提出時点において、一級建築士の資格を有すること。
- ・過去5年以内に、完成及び引渡しが完了した、イ. に定める延床面積3,000 ㎡以上の同種又は類似施設の工事監理業務に携わった実績があること。
- ・参加表明書の提出時点において、工事監理業務を担当する参加者と直接的かつ恒常 的な3ヶ月以上の雇用関係を有すること。
- ・(ii) に定める各監理主任技術者を兼務してはならない。
- (6) エ. (i) に定める設計業務処理責任者と兼務できるものとする。

(ii) 工事監理主任技術者

- ・建築工事監理及び構造工事監理の各工事監理主任技術者を配置すること。
- ・電気設備工事監理及び機械設備工事監理の各主任技術者は、配置することが望ましいが、配置が困難な場合はその限りではない。なお、配置した場合は、評価基準に おける加点対象とする。
- ・各工事監理主任技術者は、他の工事監理主任技術者を兼務してはならない。
- ・建築工事監理主任技術者を除く各工事監理主任技術者については、再委託先の設計 事務所を加えることができる。
- a. 建築工事監理主任技術者
 - ・参加表明書の提出時点において、一級建築士の資格を有すること。
- ・参加表明書の提出時点において、工事監理を担当する参加者と直接的かつ恒常的 な3ヶ月以上の雇用関係を有すること。
- b. 構造工事監理主任技術者
 - ・参加表明書の提出時点において、構造設計一級建築士の資格を有すること。
 - ・工事監理業務を担当する参加者又は再委託先の設計事務所と直接的かつ恒常的 な3ヶ月以上の雇用関係を有すること。
 - 構造設計主任技術者と兼務できるものとする。

- c. 電気設備工事監理主任技術者
 - ・参加表明書の提出時点において、建築設備士又は一級建築士の資格を有すること。
 - ・工事監理業務を担当する参加者又は再委託先の設計事務所と直接的かつ恒常的 な雇用関係を有すること。
 - ・電気設備設計主任技術者と兼務できるものとする。
- d. 機械設備工事監理主任技術者
 - ・参加表明書の提出時点において、建築設備士又は一級建築士の資格を有すること。
 - ・工事監理業務を担当する参加者又は再委託先の設計事務所と直接的かつ恒常的 な雇用関係にあること。
 - ・機械設備設計主任技術者と兼務できるものとする。

担 当	配置条件	評価	資格名称
建築工事監理主任技術者	必須	非加点対象	一級建築士
構造工事監理主任技術者	必須	非加点対象	構造設計一級建築士
電気設備工事監理主任技術者	任意	加点対象	建築設備士又は一級建築士
機械設備工事監理主任技術者	任意	加点対象	建築設備士又は一級建築士

- エ. 配置を予定している技術者は、適正な施工確保を阻害するおそれがあるため、原 則履行期間中での交代は認めない。ただし、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退 職等真にやむを得ないと認められる事情がある場合は除く。
- オ. 業務の全部又は主たる業務の一部を再委託してはならない。

(8) 施工協力会社の参加資格

参加表明書の提出時点において、次のすべての要件を満たしていること

- ア. 令和元・2年度(2019・2020年度) 苫小牧市建設工事等競争入札参加資格登録業 者名簿において該当の工種に登録されている者であること。
- イ. 苫小牧市内に「建設業法の主たる営業所」又は「登記簿上の本店」を有している こと。(市内に営業所を開設して3年以上経過していること)

(9) 失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加者は失格とする。

- ア. 選定委員会及び事務局関係者に、本プロポーザルに関して不正な接触又は要求を した場合
- イ. 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められた場合
- ウ. 実施要領の規定に違反すると認められた場合

- エ. 指定する様式(以下「様式」という。)によらないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合
 - (i)提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
 - (ii) 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合
 - (iii) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- オ. 参加表明書の提出から契約の日までの間に、参加資格要件を欠いた場合
- カ. (6) キ. に定める登録がされなかった場合

9. 参加表明書の提出(一次審査・客観的評価)

- (1)参加表明書等の提出
- ア. 提出部数
 - (i)参加表明書(兼共同企業体結成届)(様式1-1)・・・・・・・ 1部
 - (ii)協力会社届出書(様式1-2)・・・・・・・・・・・・・1部
 - (iii) 参加資格確認書・実績審査に係る提案書(様式2、3)・・・・・各1部
 - (iv) 様式2、3に添付する資格・実績確認書類 ・・・・・・・・1部
 - (v) 添付書類
 - ・施工業務を担当する参加者の建築一式工事の特定建設業許可の写し
 - ・ 厨房業務を担当する参加者の管工事の建設業許可の写し(自ら施工を行う場合)
 - ・設計業務を担当する参加者の建築士事務所登録の写し
 - ・工事監理業務を担当する参加者の建築士事務所登録の写し
 - ・令和元・2年度(2019・2020年度) 苫小牧市建設工事等競争入札参加登録業者又 は物品購入等登録業者であることを証明する書類の写し
- イ. 提出方法

提出書類は、提出先まで持参又は郵送とする。郵送する場合には配達証明付書留郵便とし、受付期限までの必着とする。

ウ. 提出書類の受領確認

持参の場合は、受領時に提出書類受領書を発行する。郵便の場合は、ファクシミリ にて提出書類受領書を送付する。

工. 受付期間

令和元年8月22日(木)から令和元年8月28日(水)午後4時45分まで

才. 提出場所

「5. 事務局まで」

- (2) 参加表明書等に関する質問の受付及び回答
- ア. 質問の方法

質問は、質問書(別添様式)により電子メールにて事務局に提出すること。なお、電子メール以外での質問は受け付けない。また、二次審査で使用する技術提案書に関する質問については、この期間では受け付けない。

イ. 質問書の受付期間

令和元年8月2日(金)から令和元年8月8日(木)午後4時45分まで

ウ. 質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、令和元年8月21日 (水)に苫小牧市公式ホームページにて公表する。

(3) 提出書類の記入上の留意事項

ア. 参加表明書 (兼共同企業体結成届) (様式1-1) 代表者印を押印の上、提出すること。

イ. 協力会社届 (様式1-2)

代表者印を押印の上、提出すること。

- ウ. 参加資格確認書(様式2-1-1から様式2-5)
- (i) 各業務の参加資格要件に該当する同種又は類似の業務実績を記載すること。
- (ii) 記載した業務については、契約書(鑑)の写し、業務の完了が確認できる資料の写しを添付すること。
- (iii) 受注形態の欄には、単独又は共同企業体の別を記入すること。
- エ. 実績審査に係る提案書(様式3-1から様式3-7)

前記「8.参加資格及び条件」に定める統括管理技術者等の各担当者の経歴や保有 資格等について、次に従い記載すること。

(i) 保有資格

- ・各担当者について、参加者との雇用関係を証明する資料(健康保険証の写し等) を添付すること。
- ・各担当者について、記載した保有資格を証する資料(免許証の写し等)を添付すること。

(ii) 業務実績

- ・同種・類似実績の内容は、各業務の参加資格要件に該当する実績とする。
- ・工事概要の欄には、可能な範囲で工事場所、発注者、建物構造(〇〇造)、階層(地上〇階 地下〇階)、複合施設の内容、契約金額(消費税及び地方消費税の額を含む)等を記入すること。

(4) 参加表明書等の評価基準

「苫小牧市第2学校給食共同調理場改築事業公募型プロポーザル(設計・施工一括発 注方式)評価基準書」によるものとする。

10. 本プロポーザル実施に関する説明会の開催

- (1) 説明会の開催
- ア. 開催日時

令和元年8月6日(火) 午後1時から

イ. 開催場所

苫小牧市役所職員会館(市役所本庁舎東側) 3階304号室 苫小牧市旭町4丁目6番6号

ウ. 留意事項

公表する「苫小牧市第2学校給食共同調理場改築事業に関する公募型プロポーザル 実施要領」等に基づいた説明のため、参加者は各種資料を各自で持参すること。な お、参加人数は施工業者・厨房事業者・設計事務所の区分ごとに、1者あたり3名 以内とする。

工. 質疑応答

簡易な質疑応答を実施するが、その場で回答したもの及び回答を保留したものについては、9.(2)ア.の質問と合わせて回答する。

11. 技術提案書の提出

- (1) 提出書類
- ア. 技術提案書・・・・・・・(様式4)
- イ. 技術提案資料
- (i) 業務実施体制・・・・・・(様式5)
- (ii) 全体管理・・・・・・・・・(様式6-1)(様式6-2)
- (iii) 地域貢献提案書・・・・・・(様式7)
- (iv) 設計業務についての技術提案・・(様式8-1)(様式8-2)(様式8-3)
- (v) 施工業務についての技術提案・・(様式9-1) (様式9-2) (様式9-3)
- (vi) 価格提案書・価格提案内訳書・・(様式10-1)(様式10-2)
- (vii) 設計図書・・・・・・・・別表1 (18ページ) による
- (2) 書類の提出方法
- ア. 提出部数
- (i)技術提案書 1部
- (ii) 技術提案資料 8部(設計図書は1部)
- ※技術提案資料は「技術提案資料」と記載した表紙をつけて、上記(1)イ.(i)から(vii)までを1組として左上部をホチキス留めとすること。
- イ. 提出方法

提出書類は、提出先まで持参又は郵送とする。郵送する場合には、配達証明付書留 郵便とし、受付期限までに必着とする。

ウ. 提出書類の受領確認

持参の場合は、受領時に提出書類受領確認書を発行する。郵送の場合は、ファクシ ミリにて提出書類受領確認書を送付する。

エ. 技術提案書の受付期間

令和元年11月11日(月)から令和元年11月14日(木)午後4時45分まで

才. 提出場所

「5. 事務局」まで

(3) 技術提案書に関する質問の受付及び回答

ア. 質問の方法

質問は、質問書(別添様式)により電子メールにて事務局に提出すること。

イ. 質問書の受付期間

令和元年9月6日(金)から令和元年9月13日(金)午後4時45分まで

ウ. 質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書として取りまとめ、技術提案書提出予定 者全員に対し、令和元年9月25日(水)に電子メールにて回答する。

(4) 提出書類の作成要領

(i)業務実施体制(様式5)

業務の実施方針として、業務の進め方(業務目的の理解、業務への取組意欲等)、業務実施体制や市との協議体制、その他の業務実施上の配慮事項を簡潔に記述すること。

(ii) 全体管理(様式6-1、6-2)

共同調理場改築に伴う設計業務及び施工業務の品質及びコスト管理体制のほか、 設計・施工一括発注方式の特性を踏まえた工程管理と進捗管理計画等の全体管理計 画を具体的に記述すること。

なお、設計業務には、関係法令に規定される申請から許認可を受けるまでの期間 を含むものとする。

a. 事業工程計画

- ・設計・施工の全体事業スケジュール (下記の点を盛り込むこと)
- 発注者側が行う住民説明会など主要マイルストーンの設定
- b. 業務工程管理計画
 - ・業務期間を確実に遵守するための設計・施工の工程管理手法
- c. 施工品質管理計画
 - ・施工品質を確保するための方策及び管理手法
- d. 現場管理計画

- ・施工中における安全等に配慮した仮設・施工計画
- ・周辺住民への配慮
- (iii) 地域貢献提案書(様式7)
 - a. 金額
 - ・市内業者から工事資材を調達し、又は工事の一部を市内事業者に請け負わせる場合の金額を記述すること。
 - b. 市内施工業者数
 - ・市内事業者から工事資材を調達し、又は工事の一部を市内事業者に請け負わせる 場合の業者数を記述すること。
- (iv) 設計業務についての技術提案(様式8-1)(様式8-2)(様式8-3) 設計業務提案は、資料「苫小牧市第2学校給食共同調理場改築事業公募型プロポーザル(設計・施工一括発注方式)要求水準書」の与条件のほか、学校給食共同調理場の特性や周辺環境との調和等を十分理解したうえで、以下の項目について提案すること。
 - ①要求水準書を踏まえた合理的な設計提案
 - ②計画地の環境特性を考慮した使用材料・建設計画の提案
 - ③維持管理しやすい厨房設備づくり、メンテナンスコスト低減への提案
- (v) 施工業務についての技術提案(様式9-1)(様式9-2)(様式9-3)

施工業務提案は、資料「苫小牧市第2学校給食共同調理場改築事業要求水準書」の 与条件のほか、計画地の環境特性を考慮した、供用後の管理体制、工期遅延の事前対 応など、以下の項目について提案すること。

- ①計画地の環境特性を考慮した仮設・施工計画の効率的な方策の提案
- ②施工段階での品質管理方策の提案
- ③リスク管理、維持管理方策の提案
- (vi) 価格提案書・価格提案内訳書(様式10-1)(様式10-2) 本業務に係る見積金額を記入すること。価格提案書、価格提案内訳書作成の留意事項は以下のとおり。
 - a. 社会経済情勢の変化を勘案した市場における労務費及び資材等の取引価格の適正 化に配慮すること。
 - b. 価格調整などの一括値引き(出精値引き)はしないこと。
 - c. 要求水準書の内容を承知したうえで、本業務を完成するのに必要なすべての材料 や作業及び設計・施工上必要とされる内容を、内訳書に反映すること。

- d. 技術提案内容については、すべて見積りに反映させること。
- e. 消費税及び地方消費税は10%で計算すること。
- (vii) 二次審査までに以下の設計図書を提出すること。なお、二次審査時点で提出する 図面の構造、断面寸法等は、最終成果を拘束するものではない。

別表1

提出設計図書-	- 覧		
		○建築(総合)設計図書	
		①建築物概要書	
		②仕上表	
		③面積表及び求積表	
		④敷地案内図	
A建築(総合)		5配置図	
		⑥平面図(各階)	
		⑦断面 図	
		⑧立面図(各面)	
		9建具表	
		○建築(構造)設計図	
B建築 (構造)		①伏図(各階)	
		②軸組図	
	電気設備	○電気設備設計図	
		①電灯設備図	
		②動力設備図	
		③受変電設備図	
	厨房設備	○厨房設備設計図	
		①厨房設備図	
	給排水衛生設備	○給排水衛生設備設計図	
C設備		①給排水衛生設備配管平面図(各階)	
		②排水処理設備図	
		③屋外設備図	
	空調換気設備	○空調換気設備設計図	
		①空調設備平面図(各階)	
	昇降機設備	○昇降機設備設計図	
		①昇降機等平面図	
		②昇降機等断面図	
D外構		○外構整備設計図書	
		①計画平面図	
		②地割図	
		③排水平面図	
		④作工図	
		⑤工事費内訳書	
E資料		○資料	
		①工事工程表	
		②工事費算定内訳書	
		③単価作成資料	
		④見積等比較表	
		⑤パース(鳥瞰図)	

(5) 提出書類作成上の注意事項

各様式については、様式毎に提示している事項に準じた上で、必要に応じて記入枠 の調整、罫線、段組等を編集し、作成すること。

(6) プレゼンテーション及びヒアリング

- ア. 非公開で行うものとする。
- イ. プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は、当該業務に予定する統括管理技術者を含む5名以内とし、統括管理技術者、設計業務処理責任者、現場代理人の出席は必須とし、出席できない場合は、事情の如何にかかわらず審査の減点対象とする。なお、原則として代理人の出席及び指定された者以外の出席は認めない。
- ウ. プレゼンテーション及びヒアリングの会場、日時等については12月上旬を目途 に別途通知する。
- エ. プレゼンテーションには、提出した技術提案書の拡大パネルやパワーポイント等によるスライドを使用すること。なお、プロジェクター及びスクリーンについては、 事務局にて用意する。
- オ. プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、参加意思がないものと し、評価の対象としない。

(7) 技術提案書の評価基準

提出資料の評価基準は、「苫小牧市第2学校給食共同調理場改築事業公募型プロポーザル(設計・施工一括発注方式)評価基準書」によるものとする。

12. 評価結果の公表及び通知

審査の結果、選定した優先交渉権者を苫小牧市の公式ホームページで公表するほか、 技術提案書を提出したすべての参加者に対し、郵送にて書面で通知する。

13. 設計施工業務契約

(1) 契約の締結

優先交渉権者を本業務に係る随意契約の相手方とし、見積書徴取等の契約交渉を行 うものとする。ただし、優先交渉権者に事故等があり、契約交渉が不可能となったと きは、次点候補者を契約交渉の相手方とする。

(2) 各業務に係る業務内容

設計業務に係る契約は、実施設計業務契約とし、施工業務に係る契約は工事請負契約及び工事監理業務契約とする。

(3)履行期間

契約締結の翌日から令和3年11月末日まで

(4) 契約者

苫小牧市長 岩倉 博文

(5) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(6) 契約書作成の要否 契約書の作成を要する。

(7) 契約保証金

契約保証金は免除する。

14. その他

(1) プロポーザルの成立要件

参加者が1者の場合であっても、一次審査と二次審査の合計評価点が満点の6割以上の場合は、その1者を優先交渉権者とする。

(2) 辞退について

技術提案書の提出を辞退する場合は、書面(任意様式。A4版とする。)により令和元年9月30日(月)までに事務局まで持参又は郵送すること。なお、辞退した場合でも、これを理由として以降の業務発注等に不利益な扱いを受けることはない。

(3)費用負担

本プロポーザルに関し、提案者側に生ずる費用については、全て提案者の負担とする。

(4) 提出書類の差し替え

提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は原則として認めない。

(5) 提出書類の取扱い

- ア. 提出された参加表明書等は返却しない。
- イ.優先交渉権者及び次点候補者に選定されなかった者の技術提案書等は、提出者の 希望がある場合は返却する。返却を希望する場合は、その旨を提案書に記入するこ

- と。記入がない場合は返却希望がないものとみなす。
- ウ. 提出書類は、評価を行う際に必要な場合において、その一部又は全部を複製できるものとする。

(6) 技術提案の履行

- ア. 受注者は、技術提案書及び契約書に基づき、誠実に責任をもって履行すること。 ただし、技術提案書のうち、発注者が業務に不利益と認める場合は受注者・発注者 双方で協議するものとする。
- イ. 受注者は、自らの責めにより、技術提案書の提案事項が達成又は履行できなくなった場合、市に対して違約金を支払うものとする。